

ましては、市長のほうからもお話がありましたが、宅地造成というのは道路をつくります。そのほかには造成、盛り土工事も行います。あわせて水路工事なども行わなければなりません。それから、特に当然購入価格にも反映してきますが、そういったものを含めると、あそこについては水路、道路、それから盛り土工事もしなければならぬというようなことで、民間の事業としてはなかなか難しいというような判断をされたのだと思います。

以上です。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 先ほど課長からありました約30歳の年代で坪5万円台、50坪以内ぐらいが適正な売れる価格であろうというふうな説明あったわけですが、だとすると、その周辺で民間が開発をしようとしたときは、地主さんはほとんど、かつての宅地の値段はなくなるというふうに私は試算をしました。つまり、1万円以下でないと買っても宅地にならないと、造成費も考えると。ということは、長井市にとって非常に試算が全体低下してくると、売買価格。というふうに私は思っていますが、その辺は税金が入ることによって安くするのだということの逆効果を絶対これは生むと思います。その辺も含めて、時間ですのではほかの機会にご指摘をいただいたり、ほかの議員の質問にもゆだねたいなというふうに思います。

いろいろ課題、提起させていただきました。
ありがとうございました。

○蒲生光男議長 次に、政党代表質問を行います。

今泉春江議員の質問

○蒲生光男議長 順位4番、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 今泉春江でございます。
日本共産党を代表し、内谷市長に3つの問題について質問いたします。

まず第1は、消費税増税に対する市の対応についてであります。

私はこれまで、原発や環太平洋連携協定TPPなど、市民生活に重大な影響をもたらす国政とのかかわりで市政のあり方をただしてきましたが、今回は消費税増税問題に対する市の対応について質問いたします。

野田首相は、社会保障と税制の一体改革と称して、消費税を10%に引き上げようとしています。これは、政権担当の4年間は消費税を上げないという民主党の政権公約を破るものであり、国民を欺くものです。これでは民主主義が成り立ちません。

さらに重大なのは、庶民の暮らし、営業を破壊し、地域経済も成り立たなくなるということです。私たちは、この大增税を中止させるために全力で運動に取り組んでいますが、市内で行った街頭署名では、私は年金暮らし、これ以上消費税を取られたら生きていけない、遺族年金をもらっているが消費税を上げられたら生活できない、主人は建具職人、父は5万円ほどの年金、これ以上の消費税では暮らしも仕事もやっていけなくなるなど、悲痛な声が上がっており、特にお年寄り、年金生活者などにとって、消費税増税は死活にかかわる問題だと痛感しています。

また、従業員4人の零細建設業者にもお話をお聞きしましたが、仕事は減る一方、単価は引き下げられ、その上、税務署の消費税の取り立てが厳しく、身銭を切っている、消費税が上がったらとても仕事は続けられないと語っておられました。

景気がどんどん下がる中で、庶民に最も重くのしかかる消費税を倍加すれば、市民の暮らし

+

も営業も、長井市の経済も立ち行かないと思いますが、どうでしょうか。

また、問題なのは、消費税増税が社会保障のためといいますが、一体改革では年金支給額を減らし、年金支給開始年齢の引き上げ、70歳から74歳までの医療窓口負担を1割から2割にすることや、子ども手当の削減、保育への公的責任をなくすことなどが計画されており、税も社会保障も一体改悪する内容になっていることです。

こうなりますと、国民負担は消費税5%から10%への引き上げで13兆円の大増税、年金額の削減などで年間16兆円、さらに年金、医療などの保険料値上げなどを合わせると、年間20兆円もの大負担がのしかかることになります。そうすれば、長期低迷の景気のさらなる落ち込みは避けがたく、税収は下がり、財政再建どころか財政危機が一層ひどくなることは明らかではないでしょうか。

+

日本共産党は、暮らしも営業も経済も財政も壊す消費税大増税に断固反対いたします。

もちろん、社会保障の再建と拡充、財政再建は待ったなしです。しかし、その財源は庶民を苦しめる消費税でなく、無駄の徹底的な削減、税や社会保険料は負担能力に応じて負担するという応能負担の原則を貫いて確保すべきと考えます。

以上のことに立って、次の点について質問いたします。

1つは、消費税が5%から10%に引き上げられた場合、長井市の官公需の消費税の負担がどれくらいふえると試算されますか。

2つ目は、長井市民全体の消費税負担がどれくらいふえ、負担総額はどれくらいになると試算されますか。これによる市民への影響は具体的にどうなるとお考えですか。特にお年寄りや年金暮らしの方々や、買い手に消費税を転嫁できない商工業者はどうなるか伺います。

3つ目は、市長はこのような消費税増税にきっぱりと反対し、この被害から市民を守るために努力すべきと思いますが、そのお考えと対応はいかがでしょうか。

以上についてお伺いいたします。

第2に、介護保険の第5期事業計画について伺います。

2012年は、昨年6月に改定された介護保険法に基づいて、2012年から14年までの3カ年にわたる第5期介護保険計画を策定する年に当たります。

高齢化が進み、介護に対する要求が高まる中、この計画がどのように立てられ、実施されるかは、市民にとって重大な問題です。特に、改定された介護保険法には、要支援対象の介護予防・日常生活支援総合事業の導入や従来の訪問介護から短時間の巡回、随時訪問に切り替える制度の導入、介護職員の医療行為の合法化、サービスつき高齢者住宅の推進、基金取り崩しによる保険料上昇の緩和など、新たな制度が含まれており、この改定によって介護サービスが低下しないように、安心できる介護制度にするための努力が必要であると思います。

+

このため、市の第5期事業計画について、重要と思われる次の点を質問いたします。

第1は、介護予防・日常生活支援総合事業の導入についてです。

この総合事業は、要支援1・2の方への介護保険サービスを介護保険本体とは別枠の地域支援事業に置きかえ、ヘルパーによる家事援助やデイサービスを業者による宅配弁当や民生委員の見守り、公民館でのデイケアなどの低コストサービスに切り替え、高齢者から本来受けられるサービスを取り上げ、安上がりサービスを押しつけるものになっており、これを導入せず、必要なサービスを保障するようにすべきことです。これを導入するかしないかは市が決めることになっていますが、どうでしょうか。

第2は、特別養護老人ホームの増設についてです。

長井市には現在、何らかの施設を利用している方を含め、特老ホームに入りたいと希望し、待機している方が137人もおられます。うち、在宅で待っておられる方は57人います。お年寄りが安心して必要な医療と介護が受けられ、在宅でお年寄りの介護に当たっている家族の方が介護から解放され、安心して暮らせるようにするために、特老ホームが待ったなしに必要です。この件では、12月議会でも町田義昭議員から要請がなされました。

また、米沢市が新年度、特老施設を60床ふやすとしています。日本一住みよいまちづくりを目指す長井市であるならば、老人介護の中心をなす特老施設の建設に最優先で取り組むべきと思いますが、どうでしょうか。

第3は、新しく導入される定期巡回・随時対応型訪問看護介護についてです。

これは、訪問看護と訪問介護が連携しながら、在宅の高齢者に短時間の巡回と24時間随時の対応を行うというもので、従来の訪問介護が1回30分以上が大半だったのに対し、1回5分から15分で、1日に複数回訪問し、夜間も利用者からの電話に応じて随時対応するというものです。

このサービスは、24時間いつでも在宅でサービスが受けられるなどよい点がありますが、5分や15分で食事や入浴、洗濯や買い物、話し相手やさまざまな相談などに応じられるのか、また、遠隔地へも頻繁に行けるのか、実施するにはかなりな体制が必要となりますが、それができるのかなど、多くの不安が出ています。特にこのサービスを利用した場合、従来の訪問介護や看護があわせて受けられるのか、はっきりしない点もあります。

したがって、この制度の導入は、当事者や市民の声をよく聞き、これまでのサービスが絶対低下しないよう、万全の体制を整えてから行う

べきと思いますが、市はこの制度をどのように受けとめているのか、また、導入するのをお伺いいたします。

第4は、介護保険料の問題です。

市は、今期の第1号介護保険料を4月から平均7.57%、月額325円引き上げ4,617円に、年額5万5,400円にするとしています。確かに今度の料金改定で、保険料が年額1,200円下がる方が560人おりますが、年3,000円から9,700円上がる方が6,865人で、第1号保険者全体の81%に上っています。この増額合計は、2,000万円強となります。年金支給額が切り下げられ、医療費窓口負担の引き上げに加え、消費税の増税が計画されている中、介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのは余りにもひど過ぎます。

今回の介護保険法の改定で、保険料の上昇を緩和するために、県に積み立てている財政安定化基金を取り崩して充てることが可能になりました。それを充てても、この料金引き上げです。そうなれば、市の一般会計からの繰り入れを行うべきと思いますが、どうでしょうか。

介護保険の実施者は市です。長年、身を粉にして社会に貢献してきたお年寄りに、こんな仕打ちをしてよいのでしょうか。許されるのでしょうか。市長は、選挙公約で日本一幸せに暮らせる町を目指すとし、お年寄りがいつまでも幸せに暮らせるよう、介護、医療、ひとり暮らし世帯のケアを重点に取り組むと公約しました。今、お年寄りは幸せに向かっていますか。介護や看護を必死に望んでもかなえられず、苦労は増すばかりではありませんか。生活力の弱いお年寄りが一番不幸に追い立てられているのではないのですか。お年寄りが安心できない社会が幸福な社会と言えますか。確かに、市の力だけではお年寄りの幸せはつくれません。ましてこの日本は、公約とは真逆のことをしても当然という顔で国民を痛めつけている政党が政権をと

+

っている国です。それだけに、市民の福祉と安全を守る役割を担う市がとりでとなつて、この悪政から市民を守らなければならないのです。国と一緒になつて市民を苦しめてはなりません。

日本一幸せに暮らせる町の実現は、共産党こそ目指しているものです。しかし、これを一番求めているのは市民だと思います。介護にしても国保問題にしても、市で解決できることはあります。できないのは、長井市にお金がないからではありません。ないのは思いやりの心です。市長の公約に照らして、また、介護保険の当事者として介護保険の向上に力を尽くし、介護保険料負担をこれ以上高齢者に転嫁しないよう、断固とした措置をとられるよう強く求めるものであります。

第3に、市税の強制徴収についてお伺いいたします。

市民税や固定資産税、国民健康保険税などは、市民に納税義務があります。市長は、施政方針の中の主要施策の推進ということで、自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上と滞納額の縮減を目指すとして述べ、預貯金の債権の差し押さえと動産差し押さえ物件のインターネット購買による換金化に引き続き取り組むと述べておられます。

そこでお聞きします。現在、市税の滞納金額はどのくらいですか。滞納者は何人おられますか。また、その方々にはどのような方法で納税を喚起してますでしょうか。そして、預貯金の差し押さへの執行はどのようにして滞納者にお知らせするのでしょうか。また、預貯金の差し押さえは、毎月金額はどのくらいありますか、何件ありますか。預貯金の差し押さえは、滞納金額がどのくらいから、また、どのくらいの滞納期間とするのですか。この差し押さえによって滞納額の解消が進んでいるのですか。

今、市民の生活は、先の見えない長引く景気の低迷や昨年の大震災以降はさらに自粛や原発

事故の風評被害などで景気の落ち込みがひどく、また、年金なども下がり、本年度は豪雪となり、暖房費や屋根の雪おろしや除雪費などがかかり、本当に大変な状況です。そのようなとき、年金振込日の預貯金の差し押さえや子ども手当振込入金後の預貯金の差し押さえが行われているとお聞きしました。差し押さえに至るまでは文書などの督促はもちろんなさっていると思いますが、しかし、本人はある日突然という驚きの事態です。払いたくても払えないのか、忘れているのか、文書だけでは納税者の状況がわかりません。

未納の方々は何らかの事情があるのではないのでしょうか。私は、前にも国保税の相談収納を行うよう要請しましたが、電話とか直接伺って状況をお聞きして、納税を促すようなことはなさらないのでしょうか。

預貯金の差し押さえがされれば、その金融機関との取引に今後重大な影響を及ぼします。そのような事態を市はわかつて差し押さをなさっておられますか。年金だけが生きる糧で、1カ月5万円ほどの国民年金しか収入がない方が預貯金を差し押さえられ、生活が困難になったらどうなるのでしょうか。生活困窮者への差し押さえなど、あつてはなりません。

民法703条不当利得の返還義務に関連した年金の預入預貯金に対する差し押さえについての判例では、年金の預け入れられた預貯金債権に対する差し押さえは、年金が原資になっていることが識別、特定できる預貯金債権の差し押さえであり、かつ、年金受給者が年金以外の財産によって生活していることが証明されない限り、差し押さえ禁止の趣旨に違反し、許されず、差し押さえ債権者は取り立てた金銭を預貯金者に不当利得として返還しなければならないとあります。税の公平性からも、納税を喚起していかなければなりません、市は市民に温かい思いやりの行政サービスをしていかななくてはならな

いのではないのでしょうか。非情な預貯金差し押さえではなく、相談収納を強く要望いたします。

市長は、市民の安心・安全を守るために、市民の皆様と行政との協働が欠かせません。家庭、地域の子供から高齢者まで、幸せを実感できるようにきめ細かい心配りと手を差し伸べるとおっしゃっています。滞納納税者にも、まさにきめ細かい心配りと手を差し伸べる必要があるのではないですか。そうなれば、市民は日本一幸せに暮らせるまちづくりの確かな力となりますでしょう。いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、3つについて質問し、答弁を求めます。

(拍手)

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 日本共産党の今泉春江議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きく3点ほどご質問いただきましたが、最初の消費税増税に対する市の対応ということでございます。

これについても3点ほどいただいておりますが、まず最初に、消費税が5%から10%に引き上げられた場合の長井市の官公需の消費税の負担はどうかという点についてお答え申し上げます。

まず最初に、長井市民全体の消費税負担がどのくらいふえ、負担総額はどれくらいになると試算されるかということを想定で申し上げますと、国税庁の資料によりますと、平成21年分の個人事業者と法人合わせました消費税の申告額は、長井税務署管内全体、これは西置賜全体、1市3町ということでございますが、1,706件、19億3,593万円となっております。税率が5%から10%に引き上げられれば、申告額は西置賜全体で2倍の約40億円になると予測できると思います。これは単純な予測でございます。

長井税務署に問い合わせたところでございますが、長井市だけの申告額は税務署でもわから

ないということでございます。しかしながら、課税売上高が1,000万円以下の事業者については、現法上は消費税の課税対象となりませんので、申告額イコール西置賜全体の消費税負担額ではなく、実際の消費者の負担額はもっと多いということになるかと思えます。

ご質問の市の官公需の消費税の負担ということでございますが、一般会計、特別会計すべて合わせて、約2億4,500万円ぐらいに影響があるのではないかと推測されます。これも単純な計算でございますので、実際はこれはそのときでないと確定はもちろんできないわけでございます。

次に、2点目の消費税増税によるお年寄り、年金受給者の影響についてということでございますが、消費税について2007年11月のニッセイ基礎研究所の経済調査レポートというのがございますけれども、これによりますと夫婦と子供2人世帯を例にとり、消費税を2%引き上げた場合に、世帯当たりの負担がどのようにふえるか試算しております。年収500万円の世帯では、消費税の負担増加額は4万2,000円で負担増の比率は0.84%、年収1,000万円の世帯では7万3,000円で負担増の比率は0.73%となり、年収が少ない方が負担増の痛みが大きいという結果になっております。

このように消費税の負担は、低所得者の方が高所得者に比べて食費など生計に必要な支出の比率が高いため、負担感が大きくなる傾向があります。したがって、年金で生活する多くの高齢者の皆様は、比較いたしまして低所得者であることが多いわけでございまして、消費税の負担の痛みを強く感じ、生活が大変になるというふうに考えられます。

買い手に消費税を転嫁できない商工業者はどうなるのかということでございますが、これは政府や各政党がいろいろと出す資料や数値がございまして、その根拠を確認できないので難しい

+

点はあるのですけれども、消費税を転嫁できない商工業者が多いということは、議員ご指摘のとおり事実であると思います。

例えば、日本商工会議所などの中小企業4団体が調査した中で、売上高1,000万円から1,500万円の事業者のうちの64%、また、5,000万円以下の事業者でも50%以上の事業者が価格転嫁ができていないという調査結果が出されています。ただし、商業者と工業では異なる側面を持っていることを、これも事実であり、認識すべきことであろうというふうに思います。

商業者は、仕入価格に景気等を勘案して売価を設定し、それに消費税5%をつけた価格で販売いたします。こうした仕組みの中では、市内の商店が市民から消費税分をまけてくれと言われる状況は余り現在は多くないのではないかと思います。また、工業関係では消費税が転嫁できないというよりは、コストダウンの要求が厳しくなっているということであろうと思いますが、売価が低く抑えられる中で消費税がアップすることは、一般的には厳しい状況になるということは当然考えるわけであります。ただし、輸出企業には日本の消費税を払う義務がないことから、ぼろもうけだと言われている向きもありますが、例えばヨーロッパに輸出する場合は、平均で20%の外国の消費税を払っているわけです。また、今までトヨタ自動車関連の経営者等とお話をする機会がありまして、お話をお聞きますと、少なくとも私がおつき合いをさせていただいた経営層には、下請企業の限界を超えて無理難題を要求するような経営者はいないというふうに思います。いずれにいたしましても、経済産業省は関係事業者団体に対し、下請取引の適正化や下請事業者への配慮等に係る通達を出しているようでございますし、また、国会における志位委員長の質問に対して安住財務大臣が、弱い立場の事業者が消費税を転嫁しないで自分で負担できるような状況にさせるためのガ

イドラインをつくりたいと答弁しているわけで、将来にわたる日本の確かな方向性を示していただくことを期待したいと考えております。

次に、この項目の最後でございますが、これは市長はこのような消費増税にきっぱりと反対し、この被害から市民を守るために努力すべきと思いますが、お考えと対応はいかがでしょうかということでございますが、まず1つは、消費税増税については長井市から言い出したわけではなくて、これは国で今、議論されているわけでございます。一市町村長が国に対して意見を申す機会ってなかなかないわけですが、しかしこれは今泉議員も全国市議会議長会の一員として当然いろいろ意見を申し上げているはずですし、私も全国市長会を通して、私ども地方の市長はほとんどの方が反対でありますので、これらについてはやっぱり市長会の中で、地方六団体とのテーブルが設定されておりますので、しっかりと意見を述べていただいているというふうに思っています。

しかし、長い目で見ますと、消費税を上げざるを得ない部分も可能性としてはあるわけですし、それは今泉議員がこの後ずっと壇上で述べておられましたように、高齢化社会に対して福祉をもっと厚くしろということでございますから、その財源をどこに求めるかということが非常に重要になるわけですし、お金が降ってわいてくるわけではありません。したがって、私も思いやりのない市長だというふうな言われ方しておりますが、国会で決められた場合は、その被害を市民から守れということはできないわけですし、国で決めたわけですから、国民が選んだ議会で決定されたわけですから、それらについてはご理解いただきたいと思います。

次に4点目、大きい項目になりますけれども、介護保険第5期計画についてということで、介護予防・日常生活支援総合事業の導入についてでございますけれども、この事業は、地域支援

事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら要支援者2次予防事業対象者に対して、市町村の判断により介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業となっています。この総合事業の導入によりまして、要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目のないサービスの提供や虚弱、ひきこもりなどの要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入がなされ、従来、制度上の制約から十分なサービス提供ができなかった部分についても利用者の視点に立った柔軟な対応や既存の枠組みにとらわれないサービスの提供が可能になるとされております。

しかし、長井市といたしましては、要支援と非該当を行き来するような高齢者は数少ない状況でございますし、地域支援事業として見守りを兼ねた配食サービスは既に実施しておりますので、新たな事業の導入に当たっては、要支援者や2次予防対象者の方がサービスを利用する際に混乱が生じないよう、対象者の実態把握、実施体制及び財源等について整理する必要があると考えております。

特に財源の面では、この総合事業が地域支援事業の枠の中で行うということになっていることから、包括的支援事業や任意事業と地域支援事業そのものが制約されかねないために、慎重に対応しなければならないと考えております。導入するかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの増設の要望についてということでございます。

議員ご指摘のように、当市における特別養護老人ホーム入所待機者は137名と、これは議員のご指摘のとおりでございます。そのうち在宅者は57名、別の施設に入所している方が80名となっておりますが、特別養護老人ホームの需要はまだまだ大きいものがあり、今後とも減らな

いであろうというふうなことは想定されます。

現在、施設サービスの利用を制限してきた国の参酌の標準が撤廃されまして、地域に合った介護サービスの提供は各保険者に求められております。当市といたしましては、待機者の実情をかんがみ、平成22年度に特別養護老人ホーム慈光園に30床増床をしていただきましたが、これはかつて町田議員からもご質問いただいたように、いろいろ待機者がいるということから、平成24年度に地域密着型老人福祉施設、小規模特老というものでございますが、これは29床設置することとして準備を進めているところでございます。議員からは、米沢市が60床増床するということは長井市ももっとしろということだと思いますが、長井市も人口が米沢市に比べれば3分の1で29床、半分するわけでありますので、これは1,000人当たりの増床数でいえば当然長井市のほうが上回っているわけですし、そういった意味では、規模のところもしんしゃくしていただければありがたいなというふうに思います。

なお、現在の介護保険制度では、給付費の21%に当たる財源は1号被保険者の保険料で賄わなければならないということでございますので、施設整備を行うことによりまして介護給付費が一層増加し、介護保険料の上昇につながるということは議員ご案内のとおりでございます。ですから、今回第4次介護保険の計画では、長井市は県内6番目に高い介護保険料が、今回は第5次では20番目までは下がるわけです。一方、この周辺の市町村で50%も上がる場所があるわけです。そういったことも考えますと、決して私が思いやりがないわけではないというふうには思っていますが、いかがでしょうか。

次に、定期巡回型・随時対応型訪問看護介護導入についてということでございますが、現在、長井市における訪問看護サービスを提供している事業者は、長井市直営の訪問看護ステーショ

+

ン1カ所のみでございます。民間事業所の参入は余り見込めない状況ということでございます。そのため市直営で訪問看護ステーションを開設しているわけですが、看護師の確保に苦慮している状況が続いておりまして、今後すぐに現状が打開されることは難しいであろうと思います。

定期巡回型・随時対応型訪問介護につきましても、長井市のニーズについて地域ケア包括会議で事業者側の委員の報告によりますと、午後8時以降に訪問介護を希望する方が極めて少ない状況であるということとともに、本市あるいは周辺自治体に24時間対応の事業者がいないため、残念ながら利用は見込まれない状況でございますが、介護が必要になってからも住みなれた地域での生活を続けるために重要なサービスであると考えますので、これは今後とも検討していかなければならないというふうに考えております。

次に、介護保険料の引き上げについてでございますが、このたび上程されております介護保険条例の改正では、1号被保険者の介護保険料につきましましては、低所得者に配慮し、据え置き、あるいは引き下げをするという一方で、議員からご指摘いただきましたように、高所得者の皆様に高い負担をお願いし、所得に応じた配慮をさせていただいております。

議員ご提案の長井市の一般財源を介護保険特別会計に繰り入れて保険料を軽減することについては、高齢者も相互に扶助する助け合いの輪に加わるという介護保険制度の精神を否定することにもなります。厚生労働省からも適正でない旨、指導されております。また、一般財源の多くは税金であることを考えますと、1号被保険者の保険料軽減のため、2号被保険者はもとより、さらに若い世代にさらなる負担増を求めることになり、好ましいことではないと考えております。

長井市としましては、今後とも介護保険制度

で定められました応分の負担を行って、介護保険事業を進めてまいりたいというふうに思います。

介護保険事業の実施者は市ということでございますが、やはり今泉議員からもありましたように、長井市は支え合い、長井の心を通じてずっと昔からみんなで力を合わせて仲よく暮らしてきたところでございます。それがやっぱりお互いに支え合う。支えてもらうだけではないんです、自分も支えなきゃいけない。それが大切だと思いますので、ここは必要とあらば一時的に一般会計から繰り入れということも、これは国保も含めて必要なときは決断しなきゃいけないと思いますけども、こういった介護保険料がまだ県内35市町村の中で20番目という、決して高い、それでも年金生活者には厳しいお金だとは思いますが、まだそういう段階ではないだろうというふうに思っております。

次に、大きい項目の市税の強制徴税についてということについてお答え申し上げます。

現在の市税の滞納金額、滞納者数、滞納者に対する納税喚起の方法及び預貯金の差し押さえ執行の滞納者への通知方法はというようなご質問ではないかと思えます。

市税の滞納金額については、ことし1月末現在で、滞納繰越分を含めまして約5億5,000万円となっております。国民健康保険税については約4億3,000万円でございます。また、滞納者数は、市税、国保税合わせて1,900名ほどとなっております。

納税喚起の方法ですが、催促状及び催告書を送付しております。または訪問、電話による催告を行い、納税を喚起してるところでございます。

預貯金の差し押さえ執行の滞納者への通知は、金融機関にて差し押さえ執行後、差し押さえ調書を本人に郵送していただいているというところでございます。これは事前に通知は行ってお

りません。これは予告はしているわけでございまして、私もできればたくないです。本当に血も涙もないと言われるかもしれませんけども、でも、そういうふうにしないと、一生懸命苦しいところを納めていただいている方との公平性が保てない。皆さん、議員ご承知のとおり、5年間納税を逃れれば、逃れることができます、完全に。しかし、これは事前に、電話ではもちろんですけど訪問したり、あるいは催促状、催告書、これはもらうほうも嫌だと思えます、赤とかオレンジですから。これ、気づかないということはほとんどないです。でも、そういうふうにしないと、今、一生懸命こういう厳しい中で納めていただいている方、それを考えていただきたい。

ですから、市としては、やっぱり先ほど議員の壇上からのご質問の中でありましたように、建具屋さんがこういうふうにして頑張ってる、その中で大変だというお話がございました。ですから、そういう建具屋さんたちの仕事がふえるように、宅造事業をしたり、あるいは中心市街地の活性化でそういったことをやろうと。しかし、それでもやっぱり納められない、体の体調が悪くて大変だといったときは生活保護というセーフティーネットあるわけですから、それらについて考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

預貯金の差し押さえ金額は毎月何件でどのくらいだということでございますが、滞納金額がどのくらいからどのくらいの滞納期間があったら預貯金の差し押さえを行うのかと、また、差し押さえによって滞納額の解消が進んでるのかという点でございますが、平成23年度の預貯金の差し押さえ件数及び金額については、2月末までで638件、差し押さえに係る滞納金額は1億9,200万円となっております。月ごとにばらつきがありますが、毎月30から80件の差し押さえを執行してるようでございます。預貯金差し

押さえにより、約3,000万円の換価を行いまして、滞納額の解消に努めております。

滞納金額については、幾らぐらいから差し押さえるということはございません。金額の多寡ではないということでございます。滞納期間については、地方税法に「催促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは差し押さえしなければならない」とありますが、その後の催告や連絡文書の送付から一定の期間を見るようにしてるところでございます。

電話や直接伺って状況を聞いて納税を促すことはしないのかということでございますが、9月議会の一般質問においても答弁いたしました。が、税務課収納係では、市税、国民健康保険税及び税外の介護保険料、後期高齢者医療保険料など、取り扱っているすべての科目において、滞納金額が多額になっている方や納付に遅滞が見られる方に対しまして、生活の実態や内情をよくお聞きして現状把握に努めるという観点から、再三にわたり、相談に来庁されるよう連絡文書をお届けしております。しかしながら、連絡文書をお届けした大多数の方については来庁はしていただけない、あるいは全く無視をされるというようなことで、苦慮しているのが現状でございます。このような方々に対しましては、他の善良な納税者の皆さんとの公平性を著しく欠くということから、法令等の定めに従い、粛々と滞納処分を実施しているということで、やみくもにそういうことを行っているんじゃないということでございます。

やっぱりどうしても、滞納されますとなかなか相談しにくいという実態があるかと思えます。そこは、できれば今泉議員が個別に相談された場合、ぜひ税務課のほうに一緒に同行いただいて話し合いすれば差し押さえするなんてことはありませんし、事情をお話しいただければ、さらに分納であったり、できる限り、少しずつでいいから払っていただければということで、そ

+

ういう姿勢を見せていただければ決して乱暴なことはしないわけでございまして、そこはぜひご理解いただきたいというふうに思います。

福祉と税務の情報の連携はないのかということでございますが、課と課との連携、係間の連携、いわゆる横の連携は、これ議員ご指摘のとおり、業務を進める上で不可欠であるというふうに考えております。税務課においては、例えば滞納者の方が納税相談に來られて、生活実態や収入状況から生活保護を受けるのが妥当であると判断した場合には、福祉生活あんしん課へ案内し、相談を受けてもらうとかの対応はその都度行っており、実際そういう方ももちろんいらっしゃるわけです。これは税務と福祉に限らず、各課、各係において、その業務が他の課や係の業務とどのような関連があるのかを常に念頭に置いて仕事をしてるかどうかだというふうに思っております。不十分な点があったとすれば反省しなければなりません、今後十分な横の連携が図れるように改善してまいります。

納税者にもきめ細かい心配りと手を差し伸べる必要があるのではないかとございまして、さきに述べたとおり、電話や戸別訪問により催告を随時実施するとともに、12月には文書による一斉催告を行うなど、自主的に納付いただけるようなさまざまな手段を講じているところでございますので、納税者の方についてはまずはご連絡をいただき、納税相談をしていただくということをやっていただけますと、差し押さえという、そういった事態には至らない大前提であるというふうに考えておりますので、ぜひ今泉議員からも、いろいろ相談がございましたらそのようにご指導いただければありがたいというふうに思います。

なお、市といたしましては、これは非常に生活のかかった、金銭のかかった問題でありますので、今後なお慎重な対応をとりたいと思いますが、よろしくご指導、ご理解を賜りますよう

お願い申し上げます。

以上でございます。

○蒲生光男議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 まず、消費税のことですけれども、市の官公需に係る消費税ということで、2億4,500万円ぐらいが影響するんでないかという試算だと答弁いただきました。やっぱり2億4,500万円という金額が増税になれば、市にも負担がかかってくるわけです。確かに市長は、これは国の問題で国が決めることだから、市としては何にもできないというようなご答弁でしたけれども、確かに国政です。私、先ほどの質問の中でもT P Pやそういう中で、確かに国政ではありますけれども、それにかかわる市民生活というものは大きなものが影響はあるわけです。消費税なんかでも、やはり大きな影響を受けるわけです。すると、例えば私、いつも国保で質問なんかいたしますけど、国保1人1万円下げるのに7,000万円、介護保険料、ことし上がる分が大体2,000万円強ということですので、ここを見ただけでも、本当に消費税が5%上がるということはすごく影響が大きいわけです。ですから、先ほど市長がおっしゃったように、T P Pもそうですけれども、東北市長会などでそこをきちんと皆さんで議論していただいて、影響が大きいということを重大に受けとめていただきたいと思います。

県の吉村知事も、1月6日に県の共産党の委員会で12年度の予算要求をした場合に、消費税もT P Pも反対と、きっぱりと表明なさいました。ですから、市長もこのことで反対ですよということを、市民に影響が大きいですよということをきちんと市民に示してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉議員のおっしゃることはよくわかります。私は、長井市を代表してという立場からは、やはり国で今、議論されてること

ですから、あえて反対だどうのこうのということよりは、慎重に進めていただきたいということとは申し上げておきたいと思ってます。

それはなぜかという、今こういった景気の状態雇用が失われてるときに果たして増税をするのが適切かという、一つそれが問題だと思ってます。それともう一つは、社会保障と税は一体だということでございますけれども、社会保障がしっかりと今より改善されるのかという筋道なども明らかにされていないままに増税が決まってスケジュールが決まっていくというのは、非常に我々地方に住む者にとっては、今後人口がどんどん減って、若い人が減少してるわけですから不安だと、そういうところは申し上げたいと思いますが、しかし、とりたてて消費税増税を反対ですということを例えば市報で特集するとか、そういったことは適切ではないというふうに思っております。どう考えてるかと言われましたら今みたいな答え方をいたしますが、TPPもそうです、決して賛成はしないわけですが、とりたてて市報とか市民に対して私が問いかけるということは、余り行政の長としては適切な対応でないというふうに私は考えております。

○蒲生光男議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 市報や何かでというよりも、市長の心づもりというか、対応です。こうですよということが市民にというか、私たちも含めて伝われば、そういう方向に進んでいくんじゃないかと思えます。市長も消費税増税になれば大変ですと、このぐらいの被害というか、影響がありますよということを含めて、そういう態度で市町村会でも何でも、そういうところで進めていただければ、市長も私たちを守ってくださってるんだなという市民に伝わるものがあるんじゃないかと思えます。

私たち党の試算で、消費税が10%になって、消費税の増額分で大体山形県の場合は1,060億

円という試算がなされてます。そして、市の今年度の予算にも出ていましたけども、消費税の1%が長井市に交付税として来るわけですけど、それが12年度の予算額では2億9,000万円ということです。これは人口とかいろいろ計算の仕方があるので、これが全部ではないんですけども、単純に考えてこれの5倍となれば、消費税が14億5,000万円ぐらいになるのかなと。1%を5倍すればその分が影響になるんでないかなと。やっぱり増額ということは大きな問題じゃないのかなと、私たち市民生活においても非常に大きな影響を受けると思っております。

ですから、市長がそういう消費税影響はもちろん、社会保障が一体と政府は言っておりますけども、それで社会保障が充実するのかといったら決して、先ほども申しましたようにそうではないわけですので、市民生活の受ける影響というものを十分わかってくださって進めていただきたいなと思えます。

それで、介護保険のほうに、ちょっと時間もないものですから移らせていただきますけども、まず、地域密着型小規模特別老人ホームが29床できるということです。大変うれしいことです。待機者もこれで減りますから、ぜひ。そして、やっぱりまだまだ待機者がいる。でも、施設をつくれば保険料にかぶさってくる。非常にそこは市としても大変ですし、確かに私たちとしても皆さんの自宅で介護なさって、待機なさってる方なんかは仕事もできず、やっぱり介護に手がかかってしまって、家庭生活も大変だという方が、56人も自宅の方いらっしゃるわけですから、まだまだ私はこういう施設は足りないかと思えます。保険料とおっしゃいますけども、若い方に負担をかけることになるとか、高齢者だけ軽減できないとかとおっしゃいますけども、今回上げて、大体2,000万円強の保険料が上がるわけですから、やっぱり一般財源から繰り入れ、さっきも市長もおっしゃったように国保な

+

んかでも繰り入れしなきゃならないというお話でしたので、ぜひお年寄り、今まで頑張ってきた方に対して、やっぱりしっかりした介護を受けていただきたいと思います。もちろん保険料も上げるべきではないし、その分を一般会計から繰り入れしていただきたいと思います。

一般会計からの繰り入れもできるわけですから、国では3原則とか3基準とかというのがありますが、自治体は従うべき法的根拠はないわけですから、そこを市町村が一般財源から繰り入れなどして負担を軽減していただきたいと思います。強く要望いたします。

それから、もう時間ありません。強制徴収ですけども、確かに市長のおっしゃるように、きちんとなさってくださいと思っています。でも現実、非常にそういう驚きの取り立てということが起きておりますので、さらにやっぱり相談、収納ということを進めていただいて、もちろん税の公平性からも納税を喚起していただきたいと思います。大切な市の財源となりますので、そこをよろしく願いいたします。

ちょうど時間ですので、共産党として、市民の暮らし、福祉最優先の市政を願って、共産党からの質問を終わらせていただきます。

○蒲生光男議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時20分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

赤間泰広議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位5番、議席番号1番、赤間泰広議員。

(1番赤間泰広議員登壇)

○1番 赤間泰広議員 公明党の赤間泰広でございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から早くも1年がたとうとしております。そして、今なお多くの方々が行方不明であり、34万人を超える方々が避難生活を余儀なくされております。改めて、お亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福を申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復興をお祈りいたしますとともに、復興のために私たちが何ができるのか、何をすべきか、しっかり考えていかなければなりません。

人と人とのつながり、きずなというものを改めて考えさせられた1年であったと思います。毎朝、同じ時間に、同じ道を歩く、そんな平凡な毎日をどれほどありがたいと感じたことはなかったかと思います。

私は、安心・安全なまちづくりについて、幾つかの提言を申し上げながら質問をいたします。

人口3万人を目指し、今後、長井市において、街路整備事業、川の駅構想と最上川河川緑地公園の整備事業、宅地開発事業、長井小学校体育館の改築等、さまざまな事業が展開されようとしております。

公明党の提言といたしまして、災害に強いまちづくりで要求を拡大、防災、減災ニューディールを提言し、老朽化した社会基盤の再構築に集中投資、老朽化が進む社会インフラの維持、更新や防災拠点の耐震化などの災害に強いまちづくり都市機能のバックアップの補完を提案しております。